

R8新潟市農林水産業関連 各種支援制度

1.生産・技術			ページ
施設・機械を導入したい	1	農地利用効率化等支援交付金	1
	2	元気な農業応援事業 (収益力向上支援)【ハード】	2
	3	元気な農業応援事業 (新たな産地づくり支援)【ハード】	3
	4	元気な農業応援事業(施設承継支援)【ソフト】	4
	5	元気な農業応援事業(県連携支援)【ハード】	5
	6	畜産経営支援事業	6
	7	化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業	7
	8	農業生産高度化事業	8
新たな品目、技術を導入したい	9	元気な農業応援事業(省エネルギー対策支援、園芸産地強化支援)【ソフト】	9
栽培環境の分析をしてほしい	10	土壌診断事業	10

1.生産・技術

ページ

生産技術について知りたい

11 農業活性化研究センター相談窓口

11

12 栽培実証実験

12

2.加工・開発

ページ

施設・機械を導入したい

1

6次産業化・農商工連携支援補助金【ハード】

13

新製品を開発したい

2

食の商品開発補助金【新潟IPC財団事業】

14

3

アグリパーク食品加工支援センターとの連携

15

地元産品を活用したい

4

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業
【新潟市食文化創造都市推進会議事業】

16

3.販売・PR

ページ

販路を拡大したい

- | | | |
|---|--|----|
| 1 | 6次産業化・農商工連携支援補助金【ソフト】 | 17 |
| 2 | 農産物の機能性を活用した新たな事業展開の相談窓口 | 18 |
| 3 | 食の国際総合見本市「フードメッセinにいがた」 | 19 |
| 4 | 新潟市健幸づくり応援食品認定制度 | 20 |
| 5 | 新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業【新潟市食文化創造都市推進会議事業】 | 21 |
| 6 | 食の商談促進事業 | 22 |

地元産品をPRしたい

- | | | |
|---|--------------|----|
| 7 | 地産地消推進の店認定制度 | 23 |
|---|--------------|----|

4. 就農・雇用

ページ

農業に携わって
みたい

1

にいがたagribase(アグリベース)事業
【農業研修支援事業(アグリパーク就農研修)】

24

2

にいがたagribase(アグリベース)事業
(実習時の宿泊費助成)

25

3

企業参入促進支援(にいがたagribase事業)

26

4

南区農業振興公社事業(農作業職員募集) ※南区限定

27

5

南区農業振興公社事業(南区果樹担い手協議会)
※南区限定

28

6

農業サポーター推進事業

29

漁師になりたい・
相談してみたい

7

新潟県漁業協同組合連合会事業 (漁業者募集)

30

4. 就農・雇用

ページ

農業人材を育成・
雇用したい

8

agribase(アグリベース)事業
【新規就業者雇用研修支援事業(雇用主支援)】

31

9

にいがたagribase(アグリベース)事業
(働く環境見える化支援)

32

10

女性の就農環境改善事業

33

11

マッチングアプリ1日農業バイトdaywork

34

12

南区農業振興公社事業(農作業請負) ※南区限定

35

13

新潟雇用労働相談センター(NIKORO:ニコロ)
相談窓口

36

5. 営農・経営

ページ

経営に関して学びたい・相談したい	1	農業活性化研究センター相談窓口	37
農業に従事する場合の支援を知りたい	2	経営開始資金	38
	3	経営継承・発展支援事業	39
	4	にいがたagribase(アグリベース)事業(親元等就農支援)	40
	5	にいがたagribase(アグリベース)事業(既存施設活用支援)	41
融資について相談したい	6	にいがたagribase(アグリベース)事業(農地経営安定支援)	42
	7	制度資金事業	43
	8	新潟市アグリ特区保証制度資金	44
	9	新潟市漁業近代化資金利子補給金	45

5. 営農・経営

ページ

新たな事業展開を
してみたい

10

農地集約化促進事業(集約化加速タイプ)

46

11

農地集約化促進事業(地域集約化実現タイプ)

47

12

新潟市アグリビジネス相談窓口

48

13

新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター

49

14

未来へつなぐ地域農業支援事業
(集約拡大奨励補助金・農業法人支援)

50

遊休農地対策

15

西区農地再生サポート事業 ※西区限定

51

16

西区遊休農地未然防止事業 ※西区限定

52

6.その他

ページ

環境・リサイクル	1	環境保全型農業直接支払交付金事業	53
需要に応じた作物(麦・大豆等)の生産拡大等	2	元気な農業応援事業(麦・大豆地域内流通支援、地域特産物助成)【ソフト】	54
加工用米等の地域内流通の拡大	3	元気な農業応援事業(加工用米・米粉用米地域内流通支援)【ソフト】	55
家畜伝染病予防	4	家畜防疫推進事業費	56
農業基盤整備	5	農業土木支援事業	57
多面的機能の維持発揮	6	多面的機能支払交付金事業	58
田んぼダムの取組活動支援	7	未来へつなぐ地域農業支援事業(田んぼダムの取組活動支援)	59
漁業燃油・物価高騰支援	8	漁業燃油等高騰対策事業補助金	60
水産振興支援	9	水産振興交流事業補助金	61
J-クレジット普及推進	10	新潟市みどりの農業推進プロジェクト	62

1-1

「施設・機械を導入したい」

農地利用効率化等支援交付金

地域の将来を担う中心経営体が、融資を活用して農業機械を整備する場合の融資残の自己負担分を助成します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
主な要件	融資を利用していること。農業経営の改善に必要な農業用機械等であること。
支援内容	取得価格の3/10以内、または融資金額、事業費－融資額－助成額のいずれか低い額(上限300万円)等。
利用方法	期日までに事業要望を提出してください。 ※各区役所農政担当課にて、まずはご相談ください。
備考	

1-2

「施設・機械を導入したい」

元気な農業応援事業(収益力向上支援)【ハード】

農業所得の向上を図るための規模拡大、農産物の付加価値向上、経営の複合化への取り組みに対し支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の認定農業者(法人を含む)、任意団体、集落営農組織
主な要件	取組主体は、事業実施後3年目に達成状況報告書を提出すること。
支援内容	<p>【ハード】・米対策支援：補助率3/10 以内 補助対象事業費の範囲50～300万円</p> <p>・園芸等対策支援：補助率3/10 以内、補助対象事業費の範囲30～300万円</p> <p>物価高騰前(令和2年頃)価格が補助対象事業費内の場合、申請可能な事業費上限：360万円</p> <p>＜特例＞認定新規就農者 補助率3/10、事業費50万円以上(園芸 30万円以上)、 補助金上限 180万円 申請可能な事業費：上限なし</p> <p>＜特例＞農地所有適格法人 補助率3/10、事業費50万円以上(園芸 30万円以上)、 補助金上限 180万円 補助対象事業費：上限600万円</p> <p>物価高騰前(令和2年頃)価格が補助対象事業費内の場合、申請可能な事業費上限：720万円</p> <p>・経営規模拡大や所得の向上などに資する機械・施設整備</p>
利用方法	<p>・期日までに事業要望を提出(春夏作業用機械等は前年度2月頃, 秋冬作業用は6月頃募集)してください。</p> <p>新潟市のホームページ、新潟市公式LINEでお知らせします。</p>
備考	

1-3

「施設・機械を導入したい」

元気な農業応援事業(新たな産地づくり支援)【ハード】

農業所得の向上を図るための規模拡大、農産物の付加価値向上、経営の複合化への取り組みに対し支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業協同組合、農地所有適格法人、農業者等の組織する団体
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ①国又は県補助事業に採択された事業であること。 ②露地園芸の場合は概ね10ヘクタール以上、施設園芸の場合は概ね0.5ヘクタール以上を増加させる計画であること。 ③事業実施内容に応じた取組が確保されること。 ④具体的な導入、利用、配置計画が整備されていること。
支援内容	<p>【ハード】国又は県の補助事業における補助対象事業費に対して1/4以内を上乗せ支援。 ただし、国又は県の補助を合算し3/4以内を上限とする。 大規模な園芸産地の形成に必要な機械・施設整備を行うのに要する経費。</p>
利用方法	各区役所農政担当課にご相談ください。
備考	

1-4

「円滑な施設の承継を推進します」

元気な農業応援事業(施設承継支援)【ソフト】

パイプハウスや果樹棚等の農業用施設の承継を円滑に行うため、修繕や補修、張替に係る経費を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者
主な要件	農業経営改善計画認定者(認定農業者)など
支援内容	補助率 4/10以内 新たに1年以内に契約した契約期間が5年以上の賃貸借契約や売買契約により取得したハウス、果樹棚の修繕・補修経費
利用方法	期日までに事業要望を提出してください。 新潟市のホームページ、新潟市公式LINEでお知らせします。
備考	

1-5

「施設・機械を導入したい」

元気な農業応援事業(県連携支援)【ハード】

農業所得の向上を図るための規模拡大、農産物の付加価値向上、経営の複合化へ等の取り組みに対し支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	農地所有適格法人 等
主な要件	新潟県が実施する、県農林水産業総合振興事業の定める採択基準に適合すること
支援内容	<p>【ハード】・農地所有適格法人育成促進</p> <p>施設 補助率 4.5/10 以内 事業費の範囲300万～5000万円 ※メニューによっては上限なし(ただし、補助金算定上の事業費上限は5000万円まで)</p> <p>機械 補助率 3/10 以内 事業費の範囲300万～5000万円 ※メニューによっては上限なし(ただし、補助金算定上の事業費上限は5000万円まで)</p> <p>※上記は一例で、その他法人設立や、園芸生産促進等の事業があります。</p>
利用方法	申請する場合は最寄りのJA、各区役所農政担当課にご相談ください。
備考	

1-6

「施設・機械を導入したい」

畜産経営支援事業

畜産業の振興及び畜産経営環境の整備を行うことにより、地域社会と調和した畜産経営の安定的な発展を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	①市内の個人畜産農家、団体、法人 ②家畜排せつ物法の管理基準が適用されている市内畜産農家、団体、法人
主な要件	農業経営改善計画認定者(認定農業者)又は青年等就農計画認定者(認定新規就農者)であること。
支援内容	①補助率3/10以内 事業費の範囲50～300万円 ・特例事業は事業費 50万円以上 補助金の上限 90万円 ・畜産の拡大や自給飼料生産拡大などに必要となる機械・施設の整備 ②補助率1/2以内 事業費 50万円以上 補助金の上限 180万円
利用方法	・期日までに事業要望を提出してください。 ・畜産農家に事業内容をお知らせします。
備考	

1-7

「施設・機械を導入したい」

化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業

肥料価格が高騰している状況にあることから、有機質肥料の製造や活用の取り組みに対し支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の認定農業者(法人含む)、農業者の組織する団体
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・取組主体は、事業実施2年後の目標年度に達成状況報告書を提出すること。 ・令和9年2月までに施工が完了すること。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○堆肥供給体制強化支援 堆肥製造機械や堆肥製造施設の導入・新設・修繕に要する経費 補助対象経費の1/2以内 補助上限額250万円 ○堆肥散布機導入支援 堆肥散布機の導入・修繕に要する経費 補助対象経費の1/2以内 補助上限額250万円
利用方法	申請する場合は、各区役所農政担当課にご相談ください。 募集期間等は、新潟市のホームページ、新潟市公式LINEでお知らせします。
備考	

1-8

「施設・機械を導入したい」

農業生産高度化事業

農業機械価格が高騰していることから、生産コスト低減や生産の効率化を図るため、スマート農機の導入を重点的に支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の認定農業者(法人を含む)、任意団体、集落営農組織
主な要件	取組主体は、労働力削減等の生産性向上・コスト低減に係る計画書を作成すること。事業実施後3年目に達成状況報告書を提出すること。
支援内容	対象経費:①スマート農機の導入に要する経費 ②農業協同組合、民間会社がスマート農機のリースを行うのに要する経費 補助率:1/2以内、補助上限:180万円 事業費の範囲:米対策50万円以上、園芸対策30万円以上、上限事業費なし
利用方法	下記期日までに事業要望を提出 【春～夏作業】令和8年2月10日(火曜)～令和8年3月9日(月曜) ※募集終了 【秋～冬作業】令和8年5月18日(月曜)～令和8年6月17日(水曜) ※秋から冬作業の募集は、令和9年2月末までに事業が完了し、かつ実績報告書の提出が可能な事業が対象になります。
備考	・令和8年度の元気な農業応援事業では、スマート農機導入の要望受付を行いませんのでご注意ください。 ・元気な農業応援事業の機械・施設整備支援(新たな産地づくり支援及び県連携支援は除く。)との併用はできません。

1-9

「新たな品目、技術を導入したい」

元気な農業応援事業(省エネルギー対策支援、園芸産地強化支援)【ソフト】

農業所得の向上を図るための規模拡大、農産物の付加価値向上、経営の複合化への取り組みに対し支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	団体、農業法人
主な要件	認定農業者等
支援内容	<p>○省エネルギー対策支援 補助率 下記のとおり 事業費の範囲 10～300万円 ・施設園芸の省エネ化に要する被覆資材等の導入経費 初めて支援を受けるハウス:補助率3/10以内 2回目以降の支援を受けるハウス:補助率1.5/10以内 ※被覆資材導入支援・修繕資材導入支援ごとに換算</p> <p>○園芸産地強化支援 地域園芸振興プランを策定し、かつ産地が行う、園芸産地の強化に向けた新たな取組に要する経費を支援 補助率1/2以内、補助上限額50万円以内(一部メニュー100万円以内)</p>
利用方法	期日までに事業要望を提出してください。 新潟市のホームページ、新潟市公式LINEでお知らせします。
備考	

1-10

「栽培環境の分析をしてほしい」

土壌診断事業

適正な肥培管理を行うことで農産物の安定生産と品質向上を図るとともに、過剰施肥を防止し、「環境にやさしい農業」を推進します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の農業者
主な要件	試薬等実費相当分(1検体あたり700円～800円)の経費がかかります。 事前に検体数と希望する月に分析可能か農業活性化研究センターまで確認してください。
支援内容	水田や畑土壌中に含まれる肥料成分を調べるため、土壌分析を行います。 ・水田土壌:pH、EC、N(窒素)、P(リン酸)、K(カリ)、石灰、苦土、腐植、有効態けい酸など13項目 ・水田以外の土壌:pH、EC、N(窒素)、P(リン酸)、K(カリ)、石灰、苦土、腐植など11項目
利用方法	分析する土壌について「土壌分析依頼書」(個人名、あるいは団体代表者名につき1部)のほか に1検体につき1部簡単な「採取土の状況調査用紙」を提出していただきます。 詳しくは市ホームページ「農業活性化研究センター 土壌診断事業」をご確認ください。
備考	

1-11

「生産技術について知りたい」

農業活性化研究センター相談窓口

生産・加工・販売までマーケットに対応した農産物の付加価値向上を支援するため関係機関のネットワークを活用しながら、相談窓口を設置します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者
主な要件	事前の予約が必要です。
支援内容	生産技術から販売・加工、マーケティングまで、当センターへの来訪、電話及び訪問での相談を行います。相談時間は1時間程度です。
利用方法	相談員の勤務予定は市ホームページ「農業活性化研究センター 相談事業」をご確認ください。電話(025-362-0151)で予約をしてください。
備考	

1-12

「生産技術について知りたい」

栽培実証試験

生産現場における栽培技術上の課題(品種、作型、栽培法、資材等)等を対象として取り組んだ栽培実証試験の成果について情報発信を行います。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者等
主な要件	—
支援内容	<p>農業活性化研究センターのホームページにて情報を公開しています。</p> <p>https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/shisetsuannai/nougyokasseika/jigyo/saibai_shiken/index.html</p>
利用方法	<p>試験成績書のほか、試験成績の概要説明である動画を公開しています。</p> <p>試験成績についてのお問い合わせについては、1-9「農業活性化研究センター相談窓口」の利用方法に準じてください。</p>
備考	

2-1

「施設・機械を導入したい」

6次産業化・農商工連携支援補助金【ハード】

6次産業化・農商工連携による新たな事業展開を支援するため、農業者や食品関連企業に対し、機械や施設の導入を補助する。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	①新潟市に住所を有し、自ら農業を営む個人、団体、集落営農組織、農業法人 ②新潟市に主たる事業所等を有し、農業者と連携して新規事業等を行う食品関連企業
主な要件	①認定農業者、認定就農者 ②農業者と連携して新規事業に取り組む中小企業者
支援内容	【補助対象事業費】15万円以上 【補助率】1/3 【補助上限金額】100万円 【補助対象経費】 ・加工食品供給、農産物等直売所、直飲・直食施設の機械・施設整備（購入、リース、修理）
利用方法	交付申請書、事業計画書、審査書類等（要綱で定めている書類）を提出してください。
備考	

2-2

「新製品を開発したい」

食の商品開発補助金【新潟IPC財団事業】

自社の強みや地域性を生かした商品の開発・改良の取り組みに対し、必要な経費の一部を補助します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の中小事業者、農業者等
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自社商品(流通可能な加工食品・飲料)の開発・改良の取り組みであり、開発・改良した商品(試作中のものを含む)の評価をバイヤーまたは実需者、最終消費者から受けること ・期間内に事前相談を行うこと ・「輸出/インバウンド/冷凍/未利用品の利活用/防災/フードテック/発酵/BtoB/咀嚼(そしゃく)」に関連する商品開発
支援内容	<p>【補助上限額】上限額100万円 ※機械装置の補助対象金額は、補助対象経費全体の2分の1以内</p> <p>【補助率】2/3以内 ※機械装置の購入は補助率2分の1以内</p> <p>【募集期間】事前相談期間(必須)：令和8年3月16日(月)～4月30日(木)</p> <p>申込期間：令和8年4月1日(水)～5月22日(金)午後5時30分</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>①原材料費、②外注・委託費、③デザイン費、④販促費、⑤機械装置費・加工費、※機械装置を購入する場合は食の安全を担保するための機械装置に限る。他リース及び・レンタルのみ可。</p> <p>⑥その他経費(消耗品費、通信費等)</p>
利用方法	期日までに事前相談を行ってください。事前相談された方のみが補助金に申請することができます。申請後は審査会にて、開発商品に関するプレゼンテーションを行っていただき、交付可否が決定いたします。
備考	詳しくは新潟IPC財団ホームページに掲載の募集要項をご覧ください。

2-3

「新製品を開発したい」

アグリパーク食品加工支援センターとの連携

農家の方々を中心に、食品加工技術や商品化・6次産業化への取り組みを支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ol style="list-style-type: none"> 新潟市内の農家(優先) 新潟市の農産物を使用して、 <ul style="list-style-type: none"> 商品化や6次産業化を目指す個人や各種団体 加工を学びたい障がい者や市外在住者等 加工に関する研究・教育を行う大学、専門学校、高校等の学生・生徒 その他、センターが妥当と認めた者
主な要件	上記のとおり
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 講座による食品加工基礎習得支援 座学の講座や、センター内加工機器による実地講座を開催しています。 地元農産物を使用した新商品開発支援 地元企業や学校等と連携し、商品化に向けた試作やパッケージデザインを支援します。 加工室及び加工機器の利用 加工品の試作・生産を目的として、加工機器をご利用いただけます。 (基本料金:1時間1000円(学生は500円)及び作業服等利用料金1人500円)
利用方法	<p>電話:025-378-2158 または FAX:025-378-2167 にてお申込みください。</p> <p>支援内容の詳細は、ホームページをご覧ください ⇒ https://www.niigata-aguri.com/</p>
備考	

2-4

「地元産品を活用したい」

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業【新潟市食文化創造都市推進会議事業】

食や食文化による創造的なまちづくりを推進するため、食文化を活用した地域の活力と産業の振興に寄与する取組を支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	新潟市食文化創造都市推進会議会員（随時入会可能）
主な要件	①申請時に新潟市食文化創造都市推進会議会員であること。 ②会員同士が連携して実施するプロジェクトであること。 ③政治・宗教・選挙活動・暴力団およびその構成員に関係しないもの。 ④国・地方公共団体およびそれらが出資する団体でなく、新潟市及び新潟市の外部団体等の他の補助金を受けていないこと。
支援内容	【補助率】補助対象経費の2/3 【補助金額】上限80万円 ※過去に同補助を受けたことがある場合、補助率・補助金額は異なる。 【支援対象プロジェクトの例】 ・新潟市の食の魅力発信や食文化の活性化 など
利用方法	新潟市食文化創造都市推進会議の公式サイトに記載の期日（5月中旬）までに、必要書類を事務局へご提出ください。 書類審査後、審査会でのプレゼンテーションを経て採択事業者を決定します。
備考	申請様式や過去の採択プロジェクト、詳細等は公式サイトに掲載しています。

3-1

「販路を拡大したい」

6次産業化・農商工連携支援補助金【ソフト】

6次産業化・農商工連携による新たな事業展開を支援するため、農業者や食品関連企業に対し、販路拡大の取り組みを補助する。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	①新潟市に住所を有し、自ら農業を営む個人、団体、集落営農組織、農業法人 ②新潟市に主たる事業所等を有し、農業者と連携して新規事業等を行う食品関連企業
主な要件	①認定農業者、認定就農者 ②農業者と連携して新規事業に取り組む中小企業者
支援内容	【補助対象事業費】15万円以上 【補助率】1/3 【補助上限金額】100万円 【補助対象経費】 ・市場調査、広告・宣伝、食品検査、食品衛生・経理資格取得、経理・販売管理効率化、見本市・イベントへの出展、アンテナショップ・インショップの借店料に要する経費、機能性成分調査に要する経費
利用方法	交付申請書、事業計画書、審査書類等(要綱で定めている書類)を提出してください。
備考	

3-2

「販路を拡大したい」

農産物の機能性を活用した新たな事業展開の相談窓口

農産物や食品の高付加価値化を支援するため、農産物の機能性を活用した新たな事業展開の相談窓口を設置します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者、食品関連企業等
主な要件	事前の予約が必要です。
支援内容	農産物の機能性を活用した新たな事業展開についての相談に対応します。 相談時間は1時間程度です。
利用方法	事前記入票に相談内容を記入し、FAXまたは電子メールにてお申込みください。 詳しくは市ホームページ「農業活性化研究センター 農産物の機能性を活用した新たな事業展開の相談窓口」をご確認ください。
備考	

3-3

「販路を拡大したい」

食の国際総合見本市「フードメッセinにいがた」

本州日本海側最大級の食の国際総合見本市を開催することで
販路開拓・拡大を支援します。

補助金	研修・ セミナー	相談・ 情報
イベント	融資	その他

対象者	生産者、食品加工業者、流通業者などの食に関する事業者
主な要件	販路開拓を希望する商材があり、出展料を自己負担し、会期中に商談可能な人員を配置できること、など
支援内容	食の国際総合見本市開催による商談機会の創出
利用方法	開催日：令和8年11月11日（水）～13日（金） 令和8年8月28日までに公式ホームページより用紙をダウンロード又は所定の用紙でお申込みください。（詳細は出展のご案内、公式HPを参照） 公式HP http://foodmesse.jp
備考	同時開催：にいがた6次化フェア2026

3-4

「販路を拡大したい」

新潟市健幸づくり応援食品認定制度

機能性に関する科学的な報告がある成分を含む食品や、健康に配慮された食品に対し、市独自の認定を付与することで、食品の高付加価値化と市民の健康維持・増進を図るもの。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	製造者、農業者（JA等の団体を含む）
対象食品 主な要件	<p><加工食品>①～③のいずれかを満たす食品（ただし、サプリメントを除く）</p> <p>①市内に本社のある農業者・製造者が製造した食品</p> <p>②市内で製造した食品</p> <p>③主な原材料に市内産一次産品を使用した食品</p> <p>※いずれの場合も日本食品標準成分表の同種の食品の食塩相当量を超えないこと</p> <p>上記を満たした上で、以下の2つの認定基準があります。</p> <p>【パターンA要件】・第三者機関で成分分析が行われている ・日本食品標準成分表の同種の食品と比較し、対象成分の含有量に10%以上の差があるなど</p> <p>【パターンB要件】・ヒト介入試験の結果が査読付き学術論文誌に掲載されている関与成分を、ヒト介入試験と同等程度有すること ・関与成分の安全性を合理的に説明できる資料の提出 など</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・認定マークと文言の表示による他商品との差別化 ・フードメッセinにいがた等の展示会で認定食品をPR
利用方法	<p>申請受付期間中（通年）に申請書及び添付書類を提出してください。</p> <p>提出書類の詳細は、「新潟市健幸づくり応援食品認定制度手続要領」をご確認ください。</p> <p>要綱、要領等は新潟市ホームページからダウンロードできます。</p>
備考	成分分析等に関する相談は「食品機能性表示相談窓口」で対応します。（電話025-362-0151）

3-5

「販路拡大したい」

新潟市食文化創造都市推進プロジェクト支援事業【新潟市食文化創造都市推進会議事業】

食や食文化による創造的なまちづくりを推進するため、食文化を活用した地域の活力と産業の振興に寄与する取組を支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	新潟市食文化創造都市推進会議会員（随時入会可能）
主な要件	①申請時に新潟市食文化創造都市推進会議会員であること。 ②会員同士が連携して実施するプロジェクトであること。 ③政治・宗教・選挙活動・暴力団およびその構成員に関係しないもの。 ④国・地方公共団体およびそれらが出資する団体でなく、新潟市及び新潟市の外部団体等の他の補助金を受けていないこと。
支援内容	【補助率】補助対象経費の2/3 【補助金額】上限80万円 ※過去に同補助を受けたことがある場合、補助率・補助金額は異なる。 【支援対象プロジェクトの例】 ・新潟市の食の魅力発信や食文化の活性化 など
利用方法	新潟市食文化創造都市推進会議の公式サイトに記載の期日（5月中旬）までに、必要書類を事務局へご提出ください。 書類審査後、審査会でのプレゼンテーションを経て採択事業者を決定します。
備考	申請様式や過去の採択プロジェクト、詳細等は公式サイトに掲載しています。

3-6

「販路を拡大したい」

食の商談促進事業

食品関連事業者の販路拡大を支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	食品関連事業者、飲食店、農業者等
主な要件	新潟市内に事業所が所在する企業等（農事組合法人等を含む）
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの実施 ・バイヤーとのマッチング商談やテストマーケティング等の実施 ・外部コーディネーター及び新潟IPC財団専門家による伴走支援
利用方法	新潟IPC財団ホームページから申し込み（募集開始時期未定）
備考	

3-7

「地元産品をPRしたい」

地産地消推進の店認定制度

地産地消を推進する店舗の認定・周知を行い、市内産農産物の理解を深めることで、生産振興と消費拡大を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の小売・飲食店
主な要件	市内産農産物等を積極的に活用、PRする市内店舗等
支援内容	地産地消推進の店を認定し、普及啓発資材を提供
利用方法	食と花の推進課にオンライン申請(e-NIIGATA)、郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法で、お申込みください。(随時受付) メールアドレス: shokuhana@city.niigata.lg.jp FAX: 025-226-0021 提出書類は市ホームページからダウンロードできます。 (http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/shokutohana/chisanchisyo/chisanchisyo_info.html)
備考	

4-1

「農業に携わってみたい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(農業研修支援事業(アグリパーク就農研修))

新規就農希望者や園芸導入希望者、先進農家での研修を希望する者に対し、研修を実施します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市内で新規就農を希望しており、農業適応性を確認したい方 親元就農で園芸作物の新規導入を検討している方
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上で、新潟市内における就農を検討している、または就農している方 ・本市で農業参入を予定している企業または農業参入後概ね3年以内の企業の農業担当者
支援内容	就農や園芸導入等に向けた圃場研修、 就農に関する座学講座(座談会、経営の考え方、交流会等)
利用方法	随時受け付けております。新潟市アグリパークへお問い合わせください。
備考	就農に向けたサポートや、関係機関と連携した研修先の情報提供も同施設で行っています。

4-2

「農業に携わってみたい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(実習時の宿泊費助成)

市内で新規就農を検討する方が、宿泊を伴う就農体験研修をおこなう場合に、宿泊費を補助します。 ※市外在住者に限る

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市外に住所を有し、事業実施年度の4月1日時点で18歳以上62歳以下の方 ・事業終了後も就農状況等の調査に協力いただける方
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・研修先から給与等(宿泊費含む)の支払いを受けていないこと ■ 研修先 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する農地所有適格法人等 ・補助対象者に対し、1回あたり2泊3日以上(3泊以上)の宿泊を伴う就農体験研修をおこなうこと ・研修計画を作成しており、申請書類として補助対象者が提出することに同意していること ・研修の日付、作業内容、作業従事時間等を明確に記録し、実績報告時に補助対象者が提出することに同意していること
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 補助額 上限5,500円/泊/人(年間1人当たり最大30泊分まで) ※ 宿泊先は不問。ただし、終日研修を行わない日の宿泊費は助成対象外 ※ 宿泊費に朝食代、夕食代が含まれる場合、宿泊料からその額を減額。ただし、金額が不明の場合は朝食分800円、夕食分1,400円を減額。
利用方法	事前にホームページから「かんたん申し込み」により要望書を提出してください
備考	研修先の協力、理解を十分に得たうえで利用してください

4-3

「農業に携わってみたい」

企業参入促進支援(にいがたagribase事業)

企業の農業参入を促進するため、農業参入企業が既存施設・設備を活用する場合の修繕等に係る費用および農地賃借料等を助成します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する企業等で認定農業者 ・農業参入日から3年以内の企業等
主な要件	農地所有適格法人または農地を借りて農業を行うこと
支援内容	<p>補助対象者自らが行う以下の施設・設備の修繕等に要する経費 パイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚の修繕・補修、張替防獣ネット、防風ネットの張替等</p> <p>■補助率 補助対象事業費の1/2以内（補助対象事業費：10万円以上400万円以下） ■上限補助額 200万円/年</p> <p>他者から借り受けた農地の賃借料または補助対象者名義の土地改良費</p> <p>■補助率 補助対象事業費の1/2以内（補助対象事業費：60万円） ■上限補助額 30万円/年</p>
利用方法	<p>申請方法・受付状況等については、随時ホームページに掲載します。</p> <p>※予算の範囲内での採択</p>
備考	

4-4

「農業に携わってみたい」

南区農業振興公社事業(農作業をお手伝いいただける方募集) ※南区限定

南区の農家で働いてみたい方を募集します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内在住の方
主な要件	新潟市に住所を有すること
支援内容	公社のホームページに農作業の募集情報を掲載。 農作業研修会も開催します。
利用方法	ご希望の農家へ直接、連絡していただき、南区の農家で作業をしていただきます。 南区農業振興公社のホームページで農作業募集情報をご確認ください。
備考	※南区限定制度

4-5

「農業に携わってみたい」

南区農業振興公社事業(南区果樹担い手協議会) ※南区限定

果樹での就農目的で、区外から南区内のアパート等に引越をされた方に対して家賃の一部助成を行います。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	新規就農者(果樹)、新規就業者(果樹法人・果樹農家での雇用) 等
主な要件	南区果樹就農計画書(将来的な南区での果樹経営の目標を記載) 賃貸住宅の家賃の支払い証明ができる書類を添付 南区に転居したことがわかる書類(住民票) など
支援内容	【新規果樹担い手住宅支援事業】 家賃の月額1/2(上限月額12,000円) 対象期間:3年間
利用方法	南区農業振興公社(南区果樹担い手協議会)で相談を受け付けています。 要件に該当するか審査を行います。 審査後、所定の様式により、南区農業振興公社へ申請してください。
備考	※南区限定制度

4-6

「農業に携わってみたい」

農業サポーター推進事業

農家で農作業を手伝う農業サポーター活動により、本市や本市農産物との縁づくりや農繁期の労働力不足を補います。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	【農業サポーター】市内・市外在住者 【受入農家】市内の農家
主な要件	農業サポーターの受入希望農家およびサポーター活動希望者
支援内容	ホームページでの受入農家紹介・広報
利用方法	<p>【農業サポーター】 メール、FAX、オンライン申請(e-NIIGATA)のいずれかでお申込みください。 メールアドレス: shokuhana@city.niigata.lg.jp FAX: 025-226-0021</p> <p>【受入農家】 メール、FAX、オンライン申請(e-NIIGATA)のいずれかでお申込みください。 メールアドレス: shokuhana@city.niigata.lg.jp FAX: 025-226-0021</p> <p>【農業サポーター・受入農家共通】 申込書類は市ホームページからダウンロードできます。 (https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/nougyo/nougyousapo-ta-seido.html)</p>
備考	

4-7

「漁師になりたい・相談してみたい」

新潟県漁業協同組合連合会事業（漁業者募集）

新潟で漁師になりたい方へ、求人・研修情報などの情報提供を行っています。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	漁業就業希望者
主な要件	特になし
支援内容	漁業者になるための情報提供 (漁業者になるまでの流れ, 乗組員募集状況や集団面接会の案内, 新潟の漁法一覧や漁場マップほか)
利用方法	新潟県漁業協同組合連合会 漁業者募集サイトに掲載されています。
備考	新潟県漁業協同組合連合会 問い合わせ先 電話025-243-3681

4-8

「農業人材を育成・雇用したい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(新規就業者雇用研修支援事業(雇用主支援))

新規就業者を雇用し技術を指導する農地適格法人等へ研修費の一部を補助します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■補助事業者 ・新規就業者を雇用する市内の農地所有適格法人等(個人経営体も利用可能) ■新規就業者 ・当該年度の4月1日時点で18歳以上65歳未満、雇用主の親族、姻族(3親等以内)でないこと ・過去に本事業又は新規就農者雇用関連事業の助成を受けての雇用をされていないこと 等
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ■補助事業者 ・新規就業者に対して技術能力を身につける研修を行うこと ・期間の定めのない雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること ■新規就業者 年間を通じ主に農畜産物の生産業務に従事する者であること。6次産業化支援事業の場合、生産活動を軸にしなが(概ね150日以上)、2次産業、3次産業の要素を取り込むこと
支援内容	<p>1年目:給料の10分の4以内(障がい者雇用の場合、4分の3以内)、上限8万円/月 2年目:給料の4分の1以内(障がい者雇用の場合、4分の2以内)、上限4万円/月 補助対象期間:雇用開始から最大18か月間(障がい者雇用の場合、最大24か月間)</p>
利用方法	<p>受付状況・様式についてはホームページに掲載しています。利用を検討される場合、予め各区役所農政担当課へお問い合わせください。 ※予算の範囲内での採択</p>
備考	<p>年間を通じ生産活動に従事する者を対象とする「農業就業支援事業」、生産活動に加え2次・3次産業の要素を取り込む場合を支援する「6次産業化支援事業」の2事業</p>

4-9

「農業人材を育成・雇用したい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(働く環境見える化支援)

就労環境の改善を図る農地所有適格法人等に対し、制度やマニュアル整備にかかる経費の一部や、働きやすい職場環境づくりのため、新たに従業員用設備を設置する費用の一部を支援を補助します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市に住所を有し、雇用保険を整備する方 ・申請日から計画の末日を経過する日まで、労働者を最低1名は継続して雇用している方 ・申請日の6か月前から計画の末日までの期間について、雇用する雇用保険被保険者を補助事業者都合で解雇等していないこと。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・導入した雇用管理制度を、全ての労働者に対して実施または活用できるようにすること ・新たに導入、実施した制度を引き続き運用し、労働者の適正な雇用管理に努めること ・作成した制度等は書類、データまたは動画として共有、運用でき、かつ実績報告時に写しを提出できるものとし、実績報告までに周知・活用・実行すること ・職場環境整備の場合は、国、県等の他の事業による同等の支援を受けていないこと
支援内容	<p>専門家派遣による労務管理規則または農作用マニュアルの作成に要した経費の一部を補助</p> <p>■補助額 上限10万円/年・経営体(補助率1/3以内)</p> <p>職場環境(トイレ、シャワー室、更衣室、休憩室)の整備に要した経費の一部を補助</p> <p>■補助額 上限50万円(補助率1/3以内)</p>
利用方法	受付状況・様式についてはホームページに掲載しています。利用を検討される場合、予め各区役所へお問い合わせください。 ※予算の範囲内での採択
備考	

4-10

「農業人材を育成・雇用したい」

女性の就農環境改善事業

女性の就農環境改善のため、トイレ等の設備導入や女性活躍の取組を行う際の費用の一部を補助します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業経営主で認定新規就農者または認定農業者
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有すること ・女性農業者または構成員に女性がいること、もしくは農業に従事する女性を雇用していること
支援内容	<p>トイレ、シャワー室、更衣室、休憩スペース、アシストスーツを購入・リースする際の費用を支援</p> <p>■補助額 上限50万円(補助率1/2以内)</p> <p>女性農業者を対象とした研修会やイベント等を開催する際の費用を支援</p> <p>■補助額 上限25万円(補助率1/2以内)</p>
利用方法	<p>申請方法・受付状況等については、随時ホームページに掲載します。</p> <p>※予算の範囲内での採択</p>
備考	

4-11

「農業人材を育成・雇用したい」

マッチングアプリ 1日農業バイトdaywork

労働力不足に悩む園芸農家と、多様で柔軟な働き方を望む求職者を一日単位でマッチングさせることで労働力の確保を支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の農業者、農業団体など
主な要件	市内に拠点があることなど
支援内容	・スマートフォンアプリ「1日農業バイトdaywork」を活用し、人手不足に悩む園芸農家の労働力確保を支援
利用方法	個別に相談。電話にてお問い合わせください。
備考	

4-12

「農業人材を育成・雇用したい」

南区農業振興公社事業(農作業請負) ※南区限定

南区果樹農家の農作業募集情報を公社ホームページに掲載し、
募集します

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	南区の農産物生産農家
主な要件	以下の労働条件で受け入れられること <ul style="list-style-type: none"> ■作業時間 1日5時間30分以内 ■時間賃金 1,050円～
支援内容	枝拾い、受粉、摘果、花穂整形、袋かけ、傘かけ、収穫、出荷など農作業全般を公社ホームページでパートさんを募集します。
利用方法	所定の様式により、南区農業振興公社へ申請してください。
備考	※南区限定制度


4-13

「農業人材を育成・雇用したい」

新潟雇用労働相談センター（NIKORO:ニコロ）相談窓口

弁護士・社会保険労務士に、労務人事全般に関する相談（人を雇う際のルール、社会保険・雇用保険手続き方法、各種届出書類の作成方法など）を何度でも無料で相談ができます。また、無料の雇用関連セミナー、出張セミナー・相談会を開催しています。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①新潟市内で農業に携わる方、市内への進出をお考えの方 ②新たに人を雇いたい事業者（農業法人）様・農家様・個人様 ③労務環境を整備したい事業者（農業法人）様・農家様・個人様 ④社会保険・雇用保険手続きや労務関係の各種届出等の手続でお困りの方
主な要件	上記に同じ
支援内容	<p>弁護士・社会保険労務士による以下のサービスを無料でご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①雇用ルールに関する無料相談対応。 ②雇用関連無料セミナー、出張セミナー・出張相談の開催 <p>詳しくは当センターHPをご覧ください（https://niigata-elcc.mhlw.go.jp/）。</p>
利用方法	<p>以下からご利用頂けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①窓 口：センター窓口（新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 12階）へお越しください。 ②フリーダイヤル：0120-540-217（こようにいいな）へお電話ください。 ③当センターHPからも相談予約が可能です（https://niigata-elcc.mhlw.go.jp/contact/）。 ④メール： info@niigata-elcc.jp へご連絡ください。 ⑤LINE：友だち登録の上、フォームからご相談下さい。 <p>右記QRコードをスキャンするとLINEの友だちに追加することができます。</p> 
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士が貴法人、農家様へ無料で訪問する事も可能です。 ・外国語（英語、中国語、韓国語等）の対応も可能です。

5-1

「経営に関して学びたい、相談したい」

農業活性化研究センター相談窓口

生産・加工・販売までマーケットに対応した農産物の付加価値向上を支援するため関係機関のネットワークを活用しながら、相談窓口を設置します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者
主な要件	事前の予約が必要です。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生産技術から販売・加工、マーケティングまで、当センターへの来訪、電話及び訪問での相談を行います。 ・相談時間は1時間程度です。
利用方法	相談員の勤務予定は市ホームページ「農業活性化研究センター 相談事業」をご確認ください。電話(025-362-0151)で予約をしてください。
備考	加工品の事業展開については、新潟IPC財団ビジネス支援センターもご紹介できます

5-2

「農業に従事する場合の支援を知りたい」

経営開始資金

独立自営就農する方を対象に、就農直後の経営確立に資する資金を交付します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・独立自営就農時の年齢が原則50歳未満 ・前年の世帯所得が600万円以下
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・目標地図に位置付けられている、もしくは中間管理機構から農地を借り受けていること ・経営開始後5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ・交付期間終了後も交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続すること
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付額 165万円/年(半年ごとに交付) ■ 期間 最長3年間(経営開始後3年目分まで)
利用方法	<p>受付状況・様式についてはホームページに掲載しています。利用を検討される場合、予め各区役所へお問い合わせください。 ※国、県、市の予算の範囲内での採択</p>
備考	

5-3

「農業に従事する場合の支援を知りたい」

経営継承・発展支援事業

地域農業の担い手から経営を継承した後継者に対し、経営発展に向けた取組に必要な経費を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<p>以下をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業の担い手である先代事業者から、経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者 ・経営発展計画を策定し、計画に基づく経営発展に向けた取組を実施する方 <p>※後継者は親子、第三者など先代事業者との関係は問いません</p>
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月1日から応募時まで主宰権の移譲を受けている ・経営発展計画を策定している ・後継者の名義で税務申告等を行っている ・青色申告者である ・家族経営協定を締結している(後継者が家族農業経営の場合) 等
支援内容	<p>■補助上限額:100万円(国と市が1/2ずつ負担)</p> <p>経営発展計画のうち、補助対象となる経費等は以下のとおり</p> <p>専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置等費、広報費、展示会等出展費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費等</p>
利用方法	<p>募集の開始については、事業実施主体である全国農業会議所のHPに掲載されます。</p> <p>また、応募締切は市が独自に定めます。事業内容については事業実施主体へ、応募書類の提出方法等については各区農政担当課にお問い合わせください。</p>
備考	<p>予算の範囲内での採択</p>

5-4

「農業に従事する場合の支援を知りたい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(親元等就農支援)

個人経営主における、農家子弟の就農や第三者の継承に対し、経済的不安を解消するための資金を交付します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付対象者 ・市内に住所を有する ・独立自営就農時に62歳以下 ・前年の世帯所得が600万円以下 ■ 農業経営主 ・市内個人経営体 ・当該世帯の農業従事者一人当たりの前年の農業所得が400万円以下
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・就農した日または経営を継承した日から1年以内の申請であること ・年間の農業従事日数が225日以上(1,800時間以上)であること ・農業経営主が「認定農業者」又は「目標地図に位置付けられている」こと ・交付対象者が経営継承後、認定新規就農者又は認定農業者になることが確実であること ・交付期間終了後3年間、同程度以上の営農を継続すること <p>※その他個別要件あり</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付額 100万円/年(一経営体1回限り)
利用方法	<p>受付状況・様式についてはホームページに掲載しています。利用を検討される場合、予め各区役所へお問い合わせください。 ※予算の範囲内での採択</p>
備考	

5-5

「農業に従事する場合の支援を知りたい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(既存施設活用支援)

初期投資を抑えながら生産性の向上を図るため、新規就農者が既存施設・設備を活用する場合、修繕等に係る費用を助成します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付対象者 ・市内に住所を有す認定新規就農者又は認定農業者かつ経営者 ・経営開始後3年以内の者
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者と5年以上の賃貸借契約または売買契約を締結すること ・補助対象者本人が本人名義で修繕し、利用すること ・当該修繕等について、他の事業の助成を受けていないこと
支援内容	<p>補助対象者自らが行う以下の施設・設備の修繕等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス、鉄骨ハウス、果樹棚の修繕・補修、張替 ・防獣ネット、防風ネットの張替 ・畔抜きによる区画拡大 ・その他生産性の向上を図るために必要な修繕等に係る経費 <p>■ 補助率 補助対象事業費の2/3以内（補助対象事業費：10万円以上300万円以下）</p> <p>■ 上限補助額 200万円/年</p>
利用方法	<p>受付状況・様式についてはホームページに掲載しています。利用を検討される場合、予め各区役所へお問い合わせください。 ※予算の範囲内での採択</p>
備考	

5-6

「農業に従事する場合の支援を知りたい」

にいがたagribase(アグリベース)事業(農地経営安定支援)

経営開始初期の経営安定化に資するため、農地賃借料及び土地改良費を助成します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付対象者 ・市内に住所を有す認定新規就農者又は認定農業者かつ経営者 ・経営開始後3年以内の者
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・農地賃借料補助の場合、対象農地は所有者と5年以上の賃貸借契約を締結すること ・補助対象者本人が本人名義で利用する農地等であること ・国、県等が実施する同様の補助金等を受けている場合、当該補助金等に特段の定めがある場合を除き併用可能とし、自己負担額分を上限額の範囲内で助成
支援内容	<p>補助対象者自らが行う以下の実費を合算した額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者から借り受けた農地の賃借料 ・補助対象者名義の土地改良費 <p>■ 補助率 補助対象事業費の2/3以内（補助対象事業費：45万円）</p> <p>■ 上限補助額 30万円/年</p>
利用方法	<p>受付状況・様式についてはホームページに掲載しています。利用を検討される場合、予め各区役所へお問い合わせください。 ※予算の範囲内での採択</p>
備考	

5-7

「融資について相談したい」

制度資金事業

農業制度資金を借り入れる農業者に対し、利子助成や利子補給を行うことにより農業者の金利負担を軽減することで、経営の発展や安定を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者
主な要件	認定農業者など ※詳細は各資金によります
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新規参入者経営安定資金 ・農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) ・農林水産業振興資金利子補給金 など
利用方法	借入申込書及び経営改善資金計画書などを金融機関へ提出してください。
備考	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)の借入希望者で金利負担軽減措置を受ける場合、各区役所農政担当課で証明書をもらう必要があります。

5-8

「融資について相談したい」

新潟市アグリ特区保証制度資金

農業資金に対し、新潟県信用保証協会の信用保証を受けられる制度融資です。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	商工業とともに新潟市内で農業を営む事業者			
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業とともに新潟市内で農業を営んでいること(今後営む場合も含む) ・借入資金に新潟市内での営農資金が含まれていること ・市税に未納がないこと 等 			
支援内容	資金使途	運転・設備(混在含む)	償還期間	運転資金:10年以内 設備資金:15年以内
	貸付利率(固定)	償還5年以内:年1.60% 償還5年超え:年1.80%	貸付限度額	3億5,000万円
	信用保証	新潟県信用保証協会の信用保証付	保証料率	0.8%
	保証料補助	融資額 1,000万円以内 :保証料の100%を補助 融資額 1,000万円超 5,000万円以内 :保証料の50%を補助		
利用方法	各区役所制度融資担当窓口へ申請してください			
備考	最新の利率等は、市HP(トップページ> 市政情報> 政策・計画・取り組み> 国家戦略特区> 新潟国家戦略特区> 農業分野の規制緩和等を活用した取り組み> 農業への信用保証制度)を確認してください。			

5-9

「融資について相談したい」

新潟市漁業近代化資金利子補給金

漁業者等が借り入れた資金について利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることで、資本装備の充実と経営の近代化・安定化を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の漁業者個人、漁業協同組合等
主な要件	対象となる資金が、新潟県漁業近代化資金利子補給金交付要綱等により、漁業者等が融資機関から借り受けたものであること
支援内容	利子補給率 年1%以内
利用方法	融資機関(東日本信用漁業協同組合連合会新潟支店、農林中央金庫等)へ申し込みしてください。
備考	

5-10

「新たな事業展開をしてみたい」

農地集約化促進事業(集約化加速タイプ)

農地バンク(農地中間管理機構)にまとまった農地を貸し付け、農地の集約化を図った地域に支援金を交付します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市内の「地域」 ※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上又は20ポイント以上増加すること ・既に同一の耕作者の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の耕作者の1団地当たりの平均面積が、目標年度までに1.5倍以上となること
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクへの貸付面積又は農地バンクを通じた農作業受託面積に乗じた金額を交付 地域の団地面積の割合:10%超 交付単価:1.0万円/10a 地域の団地面積の割合:20%超 交付単価:3.0万円/10a ※その他、一定規模以上の大規模経営体に農地を集約する場合は、交付単価が増額となります。
利用方法	各区役所農政担当課にご相談ください。
備考	

5-11

「新たな事業展開をしてみたい」

農地集約化促進事業(地域集約化実現タイプ)

農地バンク(農地中間管理機構)にまとまった農地を貸し付け、農地の集積・集約化を図った地域に支援金を交付します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市内の「地域」 ※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・目標地図内の農地面積に占める1ha以上の団地の合計面積が50%以上であること ・地域の農地バンクの活用率が80%超であること
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の農地バンクの活用率に応じ、農地バンクへの貸付面積に乗じた金額を交付 農地バンクの活用率:80%超 交付単価:2.0万円/10a
利用方法	各区役所農政担当課にご相談ください。
備考	

5-12

「新たな事業展開をしてみたい」

新潟市アグリビジネス相談窓口

国家戦略特区である新潟市において、実現したいアグリビジネス（農業関連事業）のプランをお持ちの方を総合的に支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市内でアグリビジネスに取り組もうと考えている農業者、企業、大学・研究機関等
主な要件	提案できる方の所在地は新潟市内外を問いませんが、自らが当該事業に取り組むことが条件となります
支援内容	<p>提案内容に応じ、新潟IPC財団や農業活性化研究センターのほか、新潟市がこれまでに培ってきたネットワークを活かし、市内外の企業、経済・農業団体、大学・研究機関、金融機関等と連携しながら、以下のような支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①6次産業化や販路拡大の支援 ②実証実験の現場や耕作放棄地の紹介 ③事業のパートナー（連携先農家や企業、大学等）の紹介 ④国家戦略特区制度（規制緩和）の活用支援 ⑤補助金や制度融資の活用支援 ⑥新規就農や起業の支援 など
利用方法	下記問い合わせ先まで、ご相談ください。
備考	

5-13

「新たな事業展開をしてみたい」

新潟市革新的農業実証支援ワンストップセンター

農業分野における自動運転、ドローン、AI・IoT等、近未来技術を活用した実証実験を促進し、新技術を早期に実用化するため、関係府省庁との調整・申請等をワンストップで支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市内において、農業分野の実証実験を行いたい農業者、企業、大学・研究機関等
主な要件	提案できる方の所在地は新潟市内外を問いませんが、自らが当該事業に取り組むことが条件となります。
支援内容	<p>農機の自動運転、ドローン、電波利用等の実証実験に係る相談や、関係府省庁及び道路・土地管理者との調整をワンストップで支援します。</p> <p>①実証実験に必要な手続きに関する相談対応(関係府省庁への確認を含む) ②関係府省庁との調整・申請 ③実証フィールドに関する土地管理者との調整 ④実証実験の実施に係る地域への周知等 ⑤地域限定型 規制のサンドボックス制度の活用支援 ⑥その他、実証実験に必要な支援</p>
利用方法	下記問い合わせ先まで、ご相談ください。
備考	

5-14

「新たな事業を展開してみたい」

未来へつなぐ地域農業支援事業(集約拡大奨励補助金・農業法人支援)

農地の集約化や、簡易なほ場整備などを行った地域や国事業を活用する農業法人へ補助金を交付します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	農地バンクを活用し、集約化を行った地域
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地面積に占める同一耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が5ポイント以上増加すること(①または②を活用する場合) ・国の「農地利用効率化等支援交付金」を活用する農地所有適格法人(③活用の場合)
支援内容	<p>①農地バンクを活用した長期の賃貸借契約を締結した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借期間15年以上 7,500円/10a ・賃貸借期間10年から15年未満 5,000円/10a <p>②簡易なほ場整備を長期の賃貸借契約に合わせ行った場合 8,000円/10a</p> <p>③「農地利用効率化等支援交付金融資主体支援タイプ融資主体型補助事業」を活用する農地所有適格法人が、国事業の対象経費の内融資を受ける額に対して1/10以内(100万円上限)を上乗せ ※国事業で定める目標年度の経営面積が基準以上となる場合は上限を200万円へ引上げ(水田作等20ha,露地作5haなど)</p>
利用方法	各区役所農政担当課にご相談ください。
備考	上記は令和7年度の内容です。令和8年度中に制度改正を予定するため、改正後に内容の更新を行います。

5-15

「遊休農地対策」

西区農地再生サポート事業 ※西区限定

遊休農地を再生して振興作物等の作付を行った経営体に助成します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市遊休農地解消推進事業助成金※1の申請者
主な要件	新潟市遊休農地解消推進事業助成金※1を活用し、遊休農地判定された農地を借受・再生したうえで、対象の振興作物等を作付すること。
支援内容	対象となる遊休農地への作付面積に応じて助成(下限面積:概ね10a) ①【振興作物助成】振興作物の作付:5万円/10a ②【冬期飛砂対策助成】冬期間に緑肥等を作付:5万円/10a ③【①+②】同一遊休農地に①②を組み合わせ作付:10万円/10a
利用方法	新潟市遊休農地解消推進事業助成金の申請者に対して、個別に案内します。
備考	※1 遊休農地と判定された農地を借受け、耕作する方(受け手)へ助成する事業。 (農業委員会事務局所管)

6-1

「環境に配慮した農業に取り組みたい」

環境保全型農業直接支払交付金事業

農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させるために、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を実施する農業者へ直接支援を行います。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者で組織する団体
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・化学合成農薬及び化学肥料を慣行栽培よりも5割以上低減した栽培と併せて地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を実施すること ・または有機栽培に取り組んでいること
支援内容	取組面積に応じた額の助成
利用方法	申請書及び実施計画書を提出してください(毎年概ね6月末日まで)。
備考	

6-2

「需要に応じた作物の生産拡大を推進したい」

元気な農業応援事業(麦・大豆地域内流通支援、地域特産物助成)【ソフト】

麦・大豆の地域内流通の実践や地域特産作物の作付に対して助成を行い、水田における産地づくりを推進します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者
主な要件	農業経営改善計画認定者(認定農業者) など
支援内容	対象作物の出荷数量、作付面積に応じて助成
利用方法	区役所の案内により、農業者または生産方針作成者が補助金申請を行ってください。
備考	

6-3

「加工用米などの地域内流通を拡大したい」

元気な農業応援事業(加工用米・米粉用米地域内流通支援)【ソフト】

地域内流通する加工用米・米粉用米・酒造好適米の作付を支援し、
需要に応じた米づくりを推進します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の農業者
主な要件	農業経営改善計画認定者(認定農業者)等であること、県内に本社があり、かつ、市内に支社・営業所などを有する事業者への出荷 など
支援内容	対象作物の出荷数量、作付面積に応じて助成
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月頃に新潟市の生産方針作成者等へ制度周知と併せて要望調査を実施しますので、ここで要望することにより申請予定者として把握いたします。 ・以降は、農林政策課の案内により、農業者または生産方針作成者が補助金申請を行ってください。
備考	

6-4

「家畜の伝染病を予防したい」

家畜防疫推進事業

家畜伝染病予防注射補助、家畜伝染病検査補助により家畜の損耗を防止し、畜産経営の安定化を支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の畜産農家、法人
主な要件	対象伝染病の予防接種または検査を受けていること
支援内容	家畜伝染病予防注射費用、検査費用への助成 定額
利用方法	申請書及び実施計画書を提出してください
備考	

6-5

「農業基盤を整備したい」

農業土木支援事業

農業用排水路・農道整備など小規模な土地改良事業に対し支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の土地改良区、農業協同組合、農家組合等の団体
主な要件	補助対象経費10万円以上500万円未満
支援内容	事業費の50%を補助(予算の範囲内)
利用方法	交付申請等(要綱で定めている書類)を提出してください。 詳しくは、区役所農政担当課又は農村整備・水産振興課にご確認ください。
備考	

6-6

「多面的機能の維持発揮」

多面的機能支払交付金事業

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動に対して支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	市内の農業者、地域住民・団体などで構成される組織
主な要件	農業者等で構成される組織を設立、市から事業認定を受けていること
支援内容	<p>地目別(田、畑、草地)に面積当たりの単価を設定し助成(予算の範囲内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1例(田の場合) <ul style="list-style-type: none"> ①水路の泥上げ、農道の路面維持など 3千円/10a ②植栽やビオトープづくりなど農村環境保全活動 2.4千円/10a ③水路や農道などの補修や更新 4.4千円/10a (①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9.2千円/10a)
利用方法	<p>事業計画、活動計画書、規約等の書類を作成し提出していただきます。</p> <p>詳しくは、農村整備・水産振興課または区役所農政担当課にご確認ください。</p>
備考	

6-7

「田んぼダムの取組活動支援」

未来へつなぐ地域農業支援事業(田んぼダムの取組活動支援)

水田の貯留能力により園芸作物の湛水被害を軽減し、排水路や排水機場にかかる負担を軽減するため、田んぼダムに取り組む地域の共同活動を支援します。

補助金

研修・
セミナー相談・
情報

イベント

融資

その他

対象者	市内の農業者、地域住民・団体などで構成される多面的機能支払交付金活動組織または集落
主な要件	田んぼダムを実施する水田で、多面的機能支払交付金事業の田んぼダム加算基準(田面積の5割以上)に満たない水田を対象
支援内容	150円/10a(国加算額300円/10aの半額)
利用方法	下記問い合わせ先まで、ご相談ください。
備考	

6-8

「漁業燃油・物価高騰支援」

漁業燃油等高騰対策事業補助金

高騰する燃油費用及び物価費用に対応するため、漁船の低燃費航行につながる船底塗装費用、必要な装備品の購入費用、漁船のメンテナンス及び漁具の購入費用を支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市在住で漁業協同組合に所属する①全組合員または②正組合員
主な要件	ア 稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもの イ 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条に規定する新潟県知事の備える漁船原簿への登録を要するものについては、補助対象期間内にその登録がされているもの ウ 船舶安全法(昭和8年法律第11号)第5条に規定する船舶検査を要するものについては、当該船舶検査証書の有効期間が補助対象期間内にあるもの
支援内容	(1)漁船の船底塗装費支援【対象者①】 ・ガソリン使用船:補助対象経費の1/2以内、補助上限2万5千円 ・重軽油船:補助対象経費の1/2以内、補助上限5万円 (2)漁船の燃費改善に資する装備品購入(GPSなど)支援【対象者①】 ・補助対象経費の1/2以内、補助上限10万円 (3)漁船のメンテナンス経費(オイル・部品交換など)支援【対象者②】 ・ガソリン使用船:補助対象経費の1/2以内、補助上限5万円 ・重軽油船:補助対象経費の1/2以内、補助上限15万円 (4)漁具の購入経費(漁網・ロープなど)支援【対象者②】 ・補助対象経費の1/2以内、補助上限25万円
利用方法	漁業協同組合を經由し、農村整備・水産振興課に必要書類を提出
備考	補助対象期間:令和8年2月1日～令和9年3月31日

6-9

「水産振興支援」

水産振興交流事業補助金

漁業協同組合等が主体となって水産振興に資する取組に支援します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	漁業協同組合(漁業協同組合によって組織された団体も含む)。 ただし、市内の団体と連携して行うこと。
主な要件	以下に関する事業・取組を3つ以上実施する場合に直接要する経費とし、市民を対象にした取組とすること。 ①(当該漁協で水揚げされた)水産物(加工品含む)等の販売 ②(当該漁協で水揚げされた)水産物(加工品含む)等の飲食提供 ③水産資源の増養殖に関する取組(内水面の義務放流は除く) ④漁業体験の提供(刺網はずし、釣りなど) ⑤海・河川・湖沼や魚に親しむ体験の提供(タッチプール、種苗放流、乗船体験など) ⑥学校等が行う水産等に関する学習への協力 ⑦新たな担い手の確保に関する取組 ⑧多面的機能発揮対策に関する取組(水域・水辺環境保全など) ⑨異業種と連携した水産物の消費拡大等に関する取組 ⑩その他水産振興に資する取組
支援内容	対象経費の50%以内とする。 ただし、補助上限額を250,000円とする。
利用方法	農村整備・水産振興課に必要書類を提出
備考	

6-10

「J-クレジット普及推進」

新潟市みどりの農業推進プロジェクト

温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」を活用し、水稻栽培における中干し期間の延長に取り組む農業者に対して、クレジットの売却益を還元します。

補助金	研修・セミナー	相談・情報
イベント	融資	その他

対象者	新潟市各区農業再生協議会に「水稻生産実施計画書 兼 営農計画書」を提出している農業者
主な要件	<p>取組み開始にあたり、以下の条件のもと、「新潟市みどりの農業推進プロジェクト会員」に入会（会費無料）いただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近2か年の慣行中干しの記録※が揃っていること ※営農支援ツールから出力したデータ、出荷先の農協等が示す様式等、記録事項が体系的に記載されているものがが必要です。
支援内容	<p>中干し期間の延長※による温室効果ガスの排出削減量に応じて、クレジットの売却益を還元します。</p> <p>※直近2か年の慣行中干し実施日数の平均より7日間以上延長することが条件となります。</p>
利用方法	下記問い合わせ先まで、ご相談ください。
備考	

連絡・問い合わせ先

農林水産部		区役所農政担当課	
農林政策課	025-226-1764	北区産業振興課	025-387-1365
農業活性化研究センター	025-362-0151	江南区産業振興課	025-382-4816
農村整備・水産振興課	025-226-1828	秋葉区産業振興課	0250-25-5340
食と花の推進課	025-226-1794	南区産業振興課	025-372-6515
		西区農政商工課	025-264-7610
新潟 IPC財団		西蒲区産業観光課	0256-72-8407
ビジネス支援センター	025-226-0550		